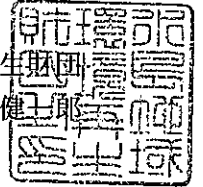


2007年6月7日

倉敷市長
古市健三 様

(財)水島地域環境再生財団
理事長 森瀧健一郎



「倉敷市都市計画マスタープラン（素案）」に関する意見書

このたび、倉敷市が示されました「倉敷市都市計画マスタープラン（素案）」につきまして、以下のとおり意見を提出いたします。

今後の計画策定が効果的に行われ、よりよい計画が市民とともにつくられるよう期待します。

記

「倉敷市都市計画マスタープラン（素案）」に関する意見

2章. 倉敷市をとりまく環境

*P. 4 (3) 歴史的条件について

12～13行目に「さらに戦後行われた干拓事業により、現在の水島臨海工業地帯の基盤が整備され、…」とあるが、干拓事業は戦前から行われているとともに、水島臨海工業地帯の基盤整備の大半は埋め立て事業によるものであるため、この部分を正確な表現に改めていただきたい。また、P. 30「(1) 本市の土地利用の変化と経緯」のところについても同表現が使用されており、さらに17行目には「このように、本市は、干拓や合併によって市域を拡大しながら、…」とあるが、埋め立てによる部分も大きいので、正確な記載にすべきである。

3章. 都市づくりの将来像

*P. 23 1) 都市づくりの将来像について

13行目以降に「…都市計画の分野でも、経済発展と、環境制約要因への対応の両立を意識しながら、次世代が快適な生活を享受するために活用可能な資源を保全し、次世代に過大な環境負荷を残さないようにしながらも、現世代の生活を発展させていく

持続可能な発展をめざすことにします。」とある。しかしながら、この計画は幹線道路の整備、産業の活性化といった経済（GDP）成長に偏重しており、持続可能性が確保された計画とは言い難く、環境負荷が増大する可能性が高い。

国の「全国総合開発計画—21世紀の国土のグランドデザイン」では、「自然界の物質循環への負荷の少ない暮らし」として、「国土で展開される事業活動や生活活動による自然界の物質循環への負荷を少なくすることが不可欠であり、このような暮らしの実現に向けて、環境保全対策を推進する」という認識がはっきりと示されている。倉敷市においても、EF（エコロジカル・フットプリント）などの指標を用いるといったことも含め、持続可能な社会を目指し、そのための実効性のある計画にすべきである。

*P. 28 都市の将来像「ポリセントリック型の都市」について

ポリセントリック型都市の定義として「…既存の拠点機能を活かし強化するとともに、拠点相互の連携強化を図ることで、まち全体としての総合力の発揮をめざすものです。」とされている。それぞれの地域・地区の特徴や個性を活かしてまちづくりを進めていくことは重要である。しかしながら、各拠点の連携を幹線道路の整備により図ると計画している。そのことはさらなる幹線道路沿いへの都市機能の集積を促し、環境負荷の軽減のために都市機能をコンパクトにするという本計画の目的に矛盾する。環境負荷軽減のためには、むしろ各拠点間を鉄道などの公共交通で結び、歩いて都市内を移動できるまちづくりを進めるべきはないだろうか。

各拠点間の連携は、文化や産業の交流などソフト面が重要であり、多様性が倉敷市の魅力を高めることにつながる。幹線道路でただ結ぶだけでは都市の総合力は発揮されないであろう。そのことは、倉敷駅周辺の広域拠点に集中する仕組みにでは成り立たず、地域拠点・地区拠点間の連携を考えなくてはならない。

*P. 31 (2) 土地利用の基本的な考え方について

「3 …産業拠点の更なる発展を促進するとともに、良好な居住空間の共生をめざして、環境に重視した都市づくりを推進します。」とあるが、倉敷市では産業の構造上、水島コンビナートの産業拠点の発展が、必ずしも良好な居住空間の創出や環境に重視した都市づくりにつながらない。産業拠点が発展することで、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量は増加するため、環境負荷は増大する。産業拠点とどう共生するのが倉敷市におけるまちづくりの大きな課題であるが、そのことが見過され、その課題をどう克服するのか記述されていない。

4章. 都市整備の方針〈全体構想〉

*P. 38 1) 交通施設整備の基本的な考え方について

3つ目に【だれもが移動しやすい公共交通サービスの充実】とあるが、移動しやすい公共交通サービスは、この計画では各地域・地区拠点の居住者のみに提供されるものになっている。周辺部の居住者への公共交通サービスをどう確保するのか記述されていない。都市機能をコンパクトにして拠点を整備していくことと、周辺部からのそれへのアクセスを確保することは同時に追及されなくてはならない。このことも含めて、本計画では拠点周辺部の生活環境についてほとんど記述されておらず、その位置づけが不十分である。

5章. 地域別まちづくりの方針〈地域別構想〉 5-5 水島地域のまちづくり方針

*全体を通じて

- ・水島地域の現状や課題に対する認識が実態と異なっている部分も多く、それを受けて作成されたまちづくりの方針が市民の本当に望むところになっていないのではないかとと思われる。
- ・水島地域のまちづくりの将来像のテーマとして、「産業と共生する活力あふれるまち・水島」とあるが、どのように共生していくのか示されていない。産業（水島コンビナート）が活性化すれば水島のまちはよくなるとされているが、現在の構造のままで産業が活性化すれば、環境負荷が大きくなり、大気汚染等生活環境も悪化する可能性が高い。さらに、コンビナートに隣接する地区では、災害などの危険にさらされている。本計画には「工場景観の修景・活用」という観点から「適切な緑化を図る」とあるが、むしろ公害防止、防災の観点から産業集積地区と住宅地区との間にもっと精力的に緑化を進めるべきではないか。
- ・現在までの水島の都市計画は、住民の生活や健康や福祉ではなく、産業の活性化に重点が置かれ、住宅に隣接する形で素材型産業の工場が立地するなどしたため公害問題が顕在化した。こうした都市計画の失敗こそが大気汚染公害の原因であったわけであるから、住民の健康や福祉が守られるように都市計画を見直さなくてはならない。しかし、本計画では、都市づくりの目標の一つとして「安全・安心・快適で人が輝くまちづくり」が挙げられているものの、住民の福祉や防災などの視点が非常に弱い。道路計画、土地利用計画も含めてコンビナート災害や大気汚染にどのように対応するのか示されるべきである。このように産業と共生するために、都市計画として対策をとるとともに、企業にも公害対策を徹底させるべきである。

* 岡崎東塚線と水島臨海工業地帯に挟まれた地区について

水島臨海工業地帯に隣接するこの地区は、産業と共生するという意味では重点的に対策を講じなくてはならない地区であるにもかかわらず、土地利用方針（P. 37）では「産業地区」と位置づけられている。この地区には、コンビナート企業が進出する以前から住宅があり、現在も住宅や商業施設の集積が進んでいる。また、農地も多くあり、さまざまな機能の混在が進んでいる地区である。居住者からすれば、この地区の将来像を、事実上、重化学工業優先の整備を進める地区という意味での「産業地区」とすることは認めがたいのではないかと思われる。むしろ緑地整備を進めるなどして、人の住みやすい地区として整備すべきである。このように土地利用の見直しも含め、都市計画としてきちんと対策をするべきではないか。

* P. 88 「5-5-1. 水島地域の概況」について

- ・〈地域の位置づけ〉のところに、「…都市基盤の整った住宅市街地が広がっています。」とあり、さらに〈地域の概況〉のところには、水島地域の特徴として、「都市基盤が整備された地域中心部」が挙げられている。しかし、港湾や道路など工業拠点のための都市基盤の整備は進んでいるが、市民生活のための都市基盤は十分でないところがある。つまり、現在まで工業拠点のための都市基盤の整備が優先されてきたため、都市基盤そのものが必ずしも住民にとって使いやすいものとなっていない。このことは水島地域のまちづくりにおける大きな課題である。こうした課題認識のもと、住民生活という視点から都市基盤の整備のあり方を見直す計画でなければならない。
- ・「緑に囲まれた自然的環境」では、「…小丘や八間川などの水辺空間があり、地域にうるおいを与えています。」とあり、水島地域の長所として記述されているが、特に八間川などの水辺空間の整備が進んでおらず、うるおいを与えているとは言い難く、このこともむしろまちづくりの課題として捉えられるべきである。

* P. 89 「5-5-2. 水島地域の都市構造」について

- ・〈交通軸〉のところに幹線道路網・軸について記述されているが、産業用の道路と生活道路を分けて位置づけたうえで、後者の整備を優先する必要があるのではないか。特に歩行者専用道路も含めて、子供や高齢者などが安全に通行できる生活道路をどのように確保していくのか示されるべきである。
- ・〈拠点・市街地ゾーン〉の中で、倉敷芸術科学大学を文化・公共ゾーンに位置づけ、さらに同大学と連携をしつつ、中心部の賑わいの創造を進める（P. 92）と示されているが、大学だけでなく、小・中・高等学校とも連携を図りながらまちづくりを進めていくべきである。これらは地域の文化の担い手でもあるが、そういった地域づくりにおいて果たす役割を明示すべきではないか。そして、小・中学校区の単位でまちづ

くりを考え、ボトムアップ式に積み上げていくことで水島地域の都市構造はつくられていくのではないか。

*P. 91 「5-5-3. (1) 水島地域のまちづくりの将来像 (テーマ)」について

「産業と共生する活力あふれるまち・水島」とあり、産業とは水島コンビナートを含む産業拠点のことであるが、工業以外の産業も水島にはある。しかし、そのことには触れられていない。この計画は、農業、商業、サービス業なども含め地域の産業を育てる視点に欠けている。このことは、水島地区に限ったことではない。環境負荷を軽減するためにも、第一次産業も含め、地域の産業をどうするのかという方針が立てられ、その上で都市計画がつけられなくてはならない。

*P. 91 「5-5-3. (1) 水島地域のまちづくりの将来像 (目標)」について

「1. 活力と魅力ある中心部の市街地環境の形成」のところに、「…市街地において、大規模未利用地の宅地利用の促進、未整備幹線道路の整備と併せた市街地形成の誘導、…」とあるが、市街地の外延部への拡大を抑制するという本計画の方針に反するのではないか。市街化区域内であっても、農地は保全されるべきであろう。行政自らが郊外部のスプロールを誘導していくような計画になっている。さらに住宅問題に関して、本計画では企業の社宅についての記述がないが、跡地利用も含めて今後どのように再編していくのかについて示すべきであろう。

*P. 92 「目標実現のためのまちづくり方針」の目標1について

・「鉄道駅のターミナル機能の充実」のところに、「…駅前広場や周辺アクセス道路等におけるユニバーサルデザインに配慮した周辺環境づくりを図ります。」とあるが、水島地域だけに限らず、ユニバーサルデザイン以外に福祉のまちづくりの記述がみられない。地域の住民の健康や福祉が都市づくりの中心に据えられるはずであるにもかかわらず、その視点が欠落している。水島地域では、特に福祉のために都市基盤をつくりかえる必要もあるであろう。また、医療機関や福祉施設の立地、それへのアクセス、それらのネットワークの構築など都市計画分野においてもハード・ソフト両面で検討すべきことは多い。特に水島地域には、医療機関が多く立地しており、これらを活かすまちづくりが求められる。

・「地域拠点を支える連絡道路網の形成」とあるが、地域拠点の中心性を高めるために、地域拠点にアクセスする道路を整備するだけでなく、公共交通によるアクセスを確保しなくてはならない。水島の交通計画は道路整備が中心であり、自動車での移動が前提になっている。今後この地域は人口が減少し、高齢化が進展するという予測になっており、その状況に対応するためには大きく交通計画を見直さなくてはならない。

- ・「市街地環境の改善」のところに、「地域北部の江長地区では、地区計画により道路・公園などの整備を推進するとともに、適切な土地利用の誘導を図り、良好な住宅地としての地域環境の維持・保全を図ります。」とあるが、地区内には倉敷ブランドである連島ゴボウを栽培する畑があり、市街化区域内ではあるが保全していくべきではないか。土地利用の方針では、この地区は「沿道サービス地区」と位置付けられており、多様な都市機能の混在が進んでいる地区である。こうした状況では農地を保全することは困難であるため、土地利用について再検討する必要がある。江長だけでなく同様に土地利用が混在している地区も多く、その混在の解消を理由として、市街化区域内の農地が虫食い状態に失われていく可能性があり、農地の保全の必要性を明確に位置づけることが求められる。

*P. 92 「目標実現のためのまちづくり方針」の目標3について

「工場景観の修景・活用」のところに、「…適切な緑化を図ります。」とあり、P. 96 には水島臨海工業地帯のD地区の南端部に緑地を整備する計画になっている。しかし、このエリアに緑化を行うことが水島地域の住民にとって有益なことか疑問である。工場の南端部よりむしろ緩衝緑地帯の拡大も含めて市街地内の緑化を重点的に行うべきである。また、適切な緑化とあるが、規制緩和が進む中で企業にどうやって工場内の緑化を働きかけていくのか示すべきであろう。

6章. 実現に向けての仕組みづくり

*P. 123 (1) 都市計画マスタープランに基づくまちづくり推進の基本的考え方について

- ・10行目に本都市計画マスタープランにおいて、1万人アンケートを実施したとあるが、素案に掲載されているアンケート結果では、全市的なとりまとめがされており、地域別の集計はほとんどない。本計画が「ポリセントリック」型都市機能の発展を目指すものであるならば、まずは各地域、地区ごとの市民意見を集約し、課題を洗い出すべきである。
- ・17行目に倉敷市におけるまちづくりの基本姿勢として、市民と事業者、行政とが、ともに考え、ともに行動する「市民協働のまちづくり」が掲げられている。しかし、実際に計画の策定に当たっては、1万人を対象としたアンケートと各地域別懇談会が1回、地域別説明会が2回とごく限られたものであった。20年先のまちづくりの根幹となるべき計画の策定であることを考えると、少なくとも、小学校区での説明会を開催すべきである。また、その際には、開催の案内を、広報誌、HPのみではなく、マスコミ、町内会を通じて行うなど、周知を徹底すべきである。

*P. 123 (2) 協働によるまちづくりの基本的な考え方(役割と協働の方向性)について

①に市民・事業者の役割が記述されているが、市民と事業者が対等の関係に位置づけられていない。市民は、身近なところでできることをするという役割が示されており、事業者が地域のまちづくりの主体であるかのように示されている。そういう発想を転換し、市民と事業者は対等の関係に位置づけなくては協働とはいえない。また、P. 127「②都市計画の提案制度の活用」のところには NPO について記述があるが、ここでは NPO の役割が位置づけられていない。まちづくりの担い手として NPO の役割も位置づけるべきである。

*P. 127 ②都市計画の提案制度の活用について

2行目に「土地所有者やまちづくり NPO 法人などが…」とあるが、まちづくり NPO でいいのではないか。都市計画の決定や変更の提案をできるのは、法人格のある NPO だけでないのであれば、「法人」と表記する必要はないと思われる。

*P. 125 (1) 都市計画マスタープランの進行管理について

③に点検と見直しとあるが、それにあたっては、その評価を市民に分かりやすい形で公表するとともに、その評価の段階からより多くの市民が参加できる仕組みをつくる必要がある。

*P. 129 (4) 市民主体の創意工夫あふれるまちづくりの支援について

①に「市民企画提案事業」の活用が挙げられているが、これを公益事業としてまちづくりに活用するのであれば、以下の点を見直し利用できるものに改善すべきである。

まず、本事業は担当課との調整、書類作成の複雑さなどの面から、必ずしも市民に使いやすい制度ではない点。また、市役所内の複数の部課にまたがる事業について実施が難しいという縦割りの弊害があるという点。そして、本来は協働事業としての位置づけであるにもかかわらず、助成事業であるかのように市民と市役所の協働がなされていない点などを充分に見直し、検討していく必要がある。

以上